

災害により被害を受けた農業者の方に
お知らせです！

災害によって**被害を受けた**農業者が利用可能な**農業制度資金**があります！！



○農林漁業セーフティネット資金

借入対象者：主業農業者等

資金用途：災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
(経営再建費、収入減補填費等)

借入限度額：600万円(要件を満たす場合は年間経営費等の6/12)

借入利率：0.16%

償還期限：10年以内(うち据置期間3年以内)

融資機関：日本政策金融公庫

○農林漁業施設資金(災害復旧)

借入対象者：農業者等

資金用途：①被災した農舎、畜舎等施設、農機具及び運搬用機具の復旧
②果樹の改植又は補植費用

借入限度額：負担額の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円※1)
のいずれか低い額

借入利率：0.16~0.20%

償還期限：①15年以内(うち据置期間3年以内)

②25年以内(うち据置期間10年以内)

融資機関：日本政策金融公庫

※1 復旧に要する費用や資金の調達状況からみて、貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合に適用。

利率：令和3年8月26日現在

○借入手続き

以下書類を、公庫又は各農業協同組合、銀行、信用金庫等まで提出してください。

- (1) 借入申込書
- (2) 経営安定計画書（※農林漁業セーフティネット資金の場合）
事業費支払予定表（※農林漁業施設資金の場合）
- (3) 添付書類（①最近3か年の決算書類 ②罹災証明書）

《問合せ先》

青森県農林水産部団体経営改善課 TEL：017-734-9459
日本政策金融公庫青森支店農林水産事業 TEL：017-777-4211
又はお近くの農業協同組合、銀行等までご相談ください。